

□健全化判断比率等の状況

令和4年度の各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等の算定結果がまとまりましたのでお知らせします。

1 健全化判断比率（令和4年度）

健全化判断比率	比 率	早期健全化基準 ※
実 質 赤 字 比 率	—	15.0%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20.0%
実 質 公 債 費 比 率	5.4%	25.0%
将 来 負 担 比 率	—	350.0%

◇実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—（該当なし）」と記載しています。

【指標の概要】

- ・**実質赤字比率**
地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ・**連結実質赤字比率**
全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。
- ・**実質公債費比率**
借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ・**将来負担比率**
地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

【算定結果】

- ・いずれの比率も国が定める基準以下でした。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定め、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告が必要になります。

2 資金不足比率（令和4年度）

特 別 会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準 ※
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0%

※資金不足比率が算定されない場合は、「—（該当なし）」と記載しています。

【指標の概要】

- ・**資金不足比率**
公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

【算定結果】

- ・いずれの会計も国が定める基準以下でした。

※経営健全化基準

基準を超えた場合は経営健全化計画を定め、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告が必要になります。